

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せを次のように定める

(令和元年7月16日病院長裁定)

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項に関する申合せの一部を改正する申合せ

旭川医科大学病院の副病院長に関する要項に関する申合せ（令和元年6月5日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第2関係 副病院長の担当業務は、次のとおりとする。 (1) 事故防止、<u>安全問題及び国際連携</u>担当 (2) <u>外来</u>担当 (3) 事故防止、<u>安全問題</u>、<u>患者サービス</u>及び<u>ボランティア</u>担当</p> <p><u>付 記</u> <u>この申合せは、令和元年7月16日から実施し、改正後の旭川医科大学病院の副病院長に関する要項に関する申合せは、令和元年7月1日から適用する</u></p> <p>【制定理由】 副病院長の担当職務の範囲を見直しし、もって大学病院の円滑な管理運営を図るものである。</p>	<p>第2関係 副病院長の担当業務は、次のとおりとする。 (1) 事故防止・<u>安全問題</u>担当 (2) <u>臨床倫理</u>担当 (3) 事故防止・<u>安全問題</u>・<u>患者サービス</u>・<u>ボランティア</u>担当</p>